**「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について**

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン改訂（案）について、次のとおり府民からご意見を募集し、これに対する大阪府の基本的な考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

募集期間：令和２年２月１４日（金曜日）から令和２年３月１４日（土曜日）

募集方法：電子申請・郵送・ファクシミリ

募集結果：２名（団体含む。）から、２件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの０件）。

　　　　　　　※この他、本ガイドラインとは関係のないご意見については省略させていただきます。

※個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ． | 意見 | 大阪府の考え方 |
| １ | 望ましい整備について  （1）屋内での視覚障害者誘導路が本当に欲しいところに整備してもらえないことが多い。点字ブロックが設置されていない場所で、設置対応が難しい場所には、  「誘導マット」の設置を要望しているが、施設整備側が「誘導マット」を知らないため病院や役所などでもほとんど見られない。  「誘導マット」であれば、車いすやベビーカー、台車などの走行にも支障が出にくいため導線計画の項目に施設の事情で点字ブロックが設置できない部分については「誘導マット」の整備を検討する旨の記載を望みます。  （2）また説明しても、ガイドラインに記載されていないため「誘導マット」は整備の基準に当たらないと考えられていることもある。  大阪府としても「誘導マット」の存在や意義は認めていると聞いているがガイドラインに記載がないために、屋内の誘導路の整備自体が進まないということが事実としてある。  そのため、ガイドラインへの視覚障害者の誘導路として、「誘導マットなどの整備も検討すること」という記載を望みます。  視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障がい者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は誘導マット・音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。 | P119［１４］案内設備までの経路　望ましい整備　「誘導」の項目の解説の最後に、「建築物内に敷設する場合は、いわゆる誘導マットを利用することも考えられる。」と追記します。 |
| ２ | ホテルの一般客室について  室名表示は浮き出し文字がわかりにくい視覚障害者もいるので、点字表示も行うこと。また、ホテル内の設備や使用できる時間の案内について、点字での案内を部屋に備え、障害のない人と同じ情報を視覚障害者も得られるようにすること。 | 前半部分のご意見については、P84［１０］ホテル又は旅館の客室　望ましい整備　案内表示、情報伝達設備等（車椅子使用者用客室、一般客室）　「室名表示等」の解説を「室名表示は文字の浮き彫りとし、点字を併記する等、視覚障がい者等の利用に配慮する。」とします。  後半部分のご意見については、同ページ の「設備・備品等の設置又は貸出」の項目に、「点字による施設の利用案内や避難案内を用意する。」を追記します。（記載箇所はP85） |